

「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」の 開催について

消費者庁 消費生活情報課

1. 目的

高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を開催し、高齢者及び障害者の消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、高齢者及び障害者の周りの方々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みを構築する。

2. 構成

連絡協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、連絡協議会は、必要があると認めるときは、構成員を追加等することができる。

3. 活動

連絡協議会は、次の事項について情報共有、意見交換等を行う。

- (1) 高齢者及び障害者の消費者トラブルの動向
- (2) 構成員の取組状況
- (3) 高齢者及び障害者の周りの方々に対して情報提供等を行う仕組み
 - ① 構築（情報の内容、情報の収集・提供方法等）
 - ② フォローアップ
- (4) その他高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等に必要と認められる事項

4. 庶務

連絡協議会の庶務は、消費者庁消費生活情報課において行う。

5. その他

- (1) 連絡協議会の会議は、原則公開とする。
- (2) おおむね1年で連絡協議会の活動のレビューを行い、必要な対応を図る。

[構成員]

(高齢福祉関係団体)

一般社団法人日本介護支援専門員協会
一般社団法人日本在宅介護協会
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
公益社団法人認知症の人と家族の会
公益財団法人介護労働安定センター
公益財団法人全国老人クラブ連合会
社会福祉法人全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
全国民生委員児童委員連合会
特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会

(障害者関係団体)

一般財団法人全日本ろうあ連盟
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
社会福祉法人日本盲人会連合
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会

(専門職団体)

公益社団法人日本介護福祉士会
公益社団法人日本社会福祉士会
公益社団法人日本精神保健福祉士協会

(消費生活関係団体)

公益財団法人消費者教育支援センター
一般財団法人日本消費者協会
公益社団法人全国消費生活相談員協会
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
主婦連合会
全国消費者行政ウォッチねっと
一般社団法人全国消費者団体連絡会
全国地域婦人団体連絡協議会
特定非営利活動法人日本消費者連盟

(政府等)

内閣府

警察庁

金融庁

厚生労働省

経済産業省

国土交通省

消費者庁

独立行政法人国民生活センター

[オブザーバー]

特定非営利活動法人消費者機構日本

日本生活協同組合連合会

内閣官房

東京都

北海道

高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会 第10回会合 申合せ（案）

平成 26 年 6 月 24 日

高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会

高齢者・障害者は、消費者被害に巻き込まれやすく、また、繰り返し被害者になることが多いことから、被害の未然防止と早期発見による拡大防止を図ることが重要である。

そこで、連絡協議会は、消費者安全法の改正の趣旨を踏まえるとともに、「消費者教育の推進に関する基本方針」に基づき、消費者市民社会の形成に向けて、関係機関と連携し、消費者の特性に配慮した方法により、情報発信や消費者教育・啓発を行い、高齢者や障害者が、消費者としての利益の擁護及び増進が図られるように取り組むものとする。

1. 【発信】高齢者、障害者の消費者トラブル防止のため、積極的な情報発信を行う

各構成員は、悪質商法や安全・安心に関わる情報、消費生活相談窓口等、消費生活に関する情報について、インターネット、広報誌、その他様々な場を活用して、高齢者や障害者、周りの方々へ積極的に情報発信していく。

2. 【連携】多様な主体が緊密に連携して、消費者トラブルの防止や「見守り」に取り組む

各構成員は、傘下の団体にも働きかけ、各地域で、消費者団体、福祉関係団体、民生委員、事業者団体、自治会、行政各部門など多様な主体が連携し、高齢者・障害者の消費者トラブル防止や「見守り」のためのネットワークを構築する。

3. 【参画】効果的な情報発信、消費者教育・啓発の取組に積極的に参画する

見守り活動の担い手の得意分野を活用した消費生活に関する情報発信、消費者教育・啓発の実践的な取組を通じて、高齢者や障害者ご自身に消費者問題への関心を高めていただき、地域における消費者トラブル防止の活動へ参画してもらえよう取り組む。

4. 【検証】活動状況を定期的に検証し、必要に応じた支援を地方自治体に働きかける

各構成員は、消費生活に関する情報発信、「見守り」、消費者教育・啓発、およびそのための連携、担い手の育成等について、半年ごとを目途に簡素な形式によるフォローアップのための会議を開催し、課題の共有化を図り、行政は必要に応じた支援を行う。

以上